

京都市告示第 4 6 0 号

西京極総合運動公園陸上競技場他施設の指定管理者である西京極北スポーツネットワーク、京都市体育協会グループ、京都市体育協会グループ K の代表団体である公益財団法人京都市体育協会から、京都市都市公園条例第 7 条 3 項、京都市西京極総合運動公園条例第 4 条及び京都市宝が池公園運動施設条例第 4 条の規定に基づき、同公園内の一部施設を供用する日の変更について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 2 6 年 1 2 月 1 7 日

京都市長 門 川 大 作

平成 2 7 年 1 月 2 日 (金)、3 日 (土) の、西京極総合運動公園 (陸上競技場、補助競技場)、宝が池公園 (球技場)、岡崎公園 (グラウンド) を供用する日に加える。

(理由)

同施設をお正月休みに無料開放することにより新規利用の促進を図るとともに市民サービス向上を図るものであるため。

(文化市民局市民スポーツ振興室)